

静岡県立浜松東高等学校同窓会
見舞金・援助金等に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、対象者に慶弔罹病のあった際の祝電ならびに祝金・援助金、弔電ならびに香料等弔慰金・見舞金などの支給について定める。

(対象者)

第2条 静岡県立浜松東高校同窓会会員（以下会員という）および在籍生徒、母校の教職員・旧職員等本会会則に規定した特別会員（以下特別会員という）、本会活動に縁故のある者・団体で会長の認めたものならびに学校に関する行事とする。

(届出)

第3条 対象者または関係者が本規定の定めるところにより、慶弔金・見舞金等の支給をうけようとするとき、または祝電・弔電等を受けようとするときは、すみやかに電話等で会長に申し出ることとする。なお、届出が遅延したときは3役協議の上支給・不支給等を決定する。

(結婚祝金)

第4条 対象者で以下に該当する者が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

- (1) 会長 15,000 円
- (2) 副会長 10,000 円
- (3) 役員 5,000 円

(国家的褒賞等)

第5条 対象者が国家的褒賞等を受けたときは、祝金を支給する。なお、対象褒賞・金額は理事会にておいて決定する。

(死亡弔慰金)

第6条 下記に該当する対象者またはその家族が死亡した場合は、以下の号により弔慰金（香料）を支給する。

ただし、特別会員は弔電に替えることもできる。

(1) 本人死亡

- ア. 会長 20,000 円
- イ. 副会長 10,000 円
- ウ. 役員・特別会員 5,000 円

(2) 配偶者・1親等者

- ア. 会長・副会長 5,000 円
- イ. 役員・特別会員 3,000 円

(3) 本会の活動に縁故のある者等のときは上記(1)(2)を基準に3役協議の上決定する。

(弔電)

第7条 第6条(1)に規定する対象者または第6条(2)に適用する者が死亡した場合は弔電を打つこととする。

なお、弔慰金を支給する場合は、弔電を省略することもできる。

(傷病見舞金)

第8条 下記に該当する対象者が負傷または被病し、医師の診断により3週間以上の休業療養(入院)した場合は見舞金を支給する。ただし同一傷病1回に限るものとする。

(1) 会長・副会長・役員 10,000円

(羅災見舞金)

第9条 対象者の居住する家屋等の火災・自然災害による重大被害に対する見舞金は理事会にて協議の上決定する。

(学校行事等に対する祝金等)

第10条 成績優秀な部活動等に次のとおり祝金(激励金)を支給する。

(1) 県大会を経ての全国大会(国体を含む)出場者(参加資格者)生徒1人当たり10,000円を支給する。

ただし、上限を1回につき100,000円とし、同一部活動への上限支給は年2回までとする。なお、上限回数を超えて支給する事情のある場合は、理事会にて協議のうえ支給の有無と支給額を決定する。

(2) 県大会を経ての東海大会出場者(参加資格者)生徒1人当たり5,000円を支給する。

ただし、上限を1回につき50,000円とし、同一部活動への上限支給は年2回までとする。なお、上限回数を超えて支給する事情のある場合は、理事会にて協議のうえ支給の有無と支給額を決定する。

(3) その他の出場ならびに開催地等考慮を要する場合は上記(1)(2)を基準とし3役協議の上増減等を決定する。

2. その他、同窓会長賞等賞揚ならびに記念品(卒業証書入れ等)は3役協議により決定する。

(母校後援のための援助)

第11条 母校後援のための事業として次のとおり援助金等を支給する。ただし、援助の可否・支給額・援助方法については母校関係者と協議のうえ理事会にて決定する。

(1) 成績優秀部活動に対する援助

ア. 全国大会出場等応援バス代等の援助

イ. 全国大会出場等応援用具代等の援助

(2) 母校活性に資する事業で地域に発信する事業に対する援助

(3) 母校周年事業に対する援助

(4) その他、特に援助を必要とした事業に対する援助

(学校行事等に関する祝電等)

第 12 条 同窓会長が認めた場合は、学校行事等に祝電（激励電）等を打つこととする。

(その他)

第 13 条 本規定に記載のない事項において緊急を要する場合は、会長が決定し理事会の事後承認を得るものとする。

(既定の改廃)

第 14 条 本規定の改廃は理事会において決定する。

(附則)

1. 本規定は 2012 年 8 月 1 日より施行する。
2. 本規定は 2016 年 9 月 1 日より一部改正施行する。